

基本的な仕組み		需要家にとって		小売電気事業者にとって	
		主なメリット	主なリスク・コスト	主なメリット	主なリスク・コスト
(1) 完全定額料金プラン	契約期間内において、従量料金が存在せず、固定料金のみ存在するメニュー	需要家は燃料費・市場価格の変動リスク、使用量増リスクから遮断される。	燃料費・市場価格下落局面や、使用電力量の減少時においても値下げはない。 事業者が燃料費・市場価格の変動リスク、需要家の使用量増リスクを全て負っているため、一定のプレミアムが料金に乗る可能性。	燃料費・市場価格下落局面や、使用電力量の減少時においても収入が低下しない。	事業者が燃料費・市場価格の変動リスク、需要家の使用量増のコストを全て負うこととなるため、それらをヘッジするための対策が必要。
(2) 基本料金・従量料金単価が固定されたプラン	契約期間内において、基本料金・従量料金単価が変動しない料金メニュー	需要家は燃料費・市場価格の変動リスクから遮断される。	燃料費・市場価格下落局面においても値下げはない。 事業者が燃料費・市場価格の変動リスクを全て負っているため、その分のプレミアムが料金に乗る可能性。	燃料費・市場価格下落局面においても収入が低下しない。	事業者が燃料費・市場価格の変動リスク、需要家の使用量増のコストを全て負うこととなるため、それらをヘッジするための対策が必要。
(3) 燃料費や電力市場価格に応じた料金調整が行われるプラン	燃料費調整と市場価格連動項をいずれか/いずれも設けつつ、燃料費や電力市場価格に応じて、一定期間ごとに、料金変動する料金メニュー				

	<p>① 調整上限設定プラン 燃料費調整や市場価格連動項に調整上限を設定する手法。 調整上限超過分は、事後払いの仕組みとすることもありうる。</p>	<p>需要家が背負う燃料費・市場価格の変動リスクは、調整上限により一定程度軽減（設定された調整上限に依存）。</p> <p>燃料費・市場価格下落局面において、調整が需要家にとって有利に働く。</p>	<p>調整上限の見直しが行われる場合がある。</p> <p>事業者が燃料費・市場価格の変動リスクの一部を負っているため、その分のプレミアムが料金に乗る可能性。</p>	<p>調整上限に至らない範囲において、事業者が背負う燃料費・市場価格の変動リスクを軽減可能。</p>	<p>事後払いの仕組みがない場合には、燃料費・市場価格の高騰時には調整上限超過分を事業者が負担することになる。</p>
	<p>② 非調整バンド設定プラン 燃料費調整や市場価格連動項において、料金単価の調整を実施しない一定の変動幅（非調整バンド）を設定する手法。</p>	<p>燃料費や市場価格の変動幅が非調整バンド内であれば、需要家は変動リスクから遮断される（非調整バンドの設定による）。</p>	<p>非調整バンドの見直しが行われる場合がある。</p> <p>燃料費・市場価格の上昇幅が非調整バンドを超える場合、需要家が変動リスクを背負う。</p> <p>燃料費・市場価格の変動幅が非調整バンド内であれば、燃料費・市場価格下落局面においても値下げはない。</p>	<p>燃料費や市場価格の変動幅が非調整バンドを超える場合、事業者が背負う変動リスクを軽減することが可能。</p>	<p>燃料費・市場価格の変動幅が非調整バンド内であれば、変動リスクを事業者がすべて背負うことになる。</p>
	<p>③ 連動プラン 燃料費調整と市場価格連動項に上限設定や非調整バンドの設定は行わない手法。</p>	<p>燃料費・市場価格下落局面において、調整が有利に働く。</p>	<p>需要家が背負う燃料費や市場価格の変動リスクが大きい。</p>	<p>事業者が背負う燃料費・市場価格の変動リスクを軽減することが可能。</p>	<p>他の料金メニューに比しても、より丁寧な需要家への説明が期待される。</p>

※1 ここに挙げた料金メニューの類型は、あくまで一例であり、ここに示されていない料金メニューが開発されることは十分にあり得る点に留意。

※2 いずれのメニューについても、需要家への丁寧な情報提供がなされることが望ましい。